

ジュニア育成の基本方針とジュニア育成基金の運用方針について

平成23年1月22日 理事会決定

1 ジュニア育成の基本方針

- (1) ジュニア選手の育成は、発掘、育成、強化等一連の活動を支援対象とするが、当面の最重点事業は、オールジャパン・ジュニア・カップへの選手派遣とする。
- (2) オールジャパン・ジュニア・カップへの派遣は、ねんりんピックや都道府県対抗戦に準じ、本人負担の2分の1相当額を支援するものとする。
- (3) 保護者等の同行が必要な場合には予算の範囲内でこれを認めることとし、同行者の人数及び負担割合をその都度理事会で定めるものとする。
- (4) ジュニア育成費は、毎年の通常予算で対応することとし、原則として20万円を上限(役員随行者の分は別途理事会で定める。)とする。
- (5) 通常予算では対応が困難な場合や緊急の対応が求められる場合等にはジュニア育成基金を充当するものとする。
- (6) 岩手県代表選手として推薦する選手には交通費の支援は行わないものとする。

2 ジュニア育成基金の管理について

- (1) 基金は、特別会計として管理するものとする。
- (2) 基金への積み立てをする場合には会計担当者はその都度会長に報告するものとする。
- (3) 基金から取り崩しを行う場合には、原則として理事会の承認を要するものとする。

3 基金の積み立てについて

- (1) JDSF 岩手の総意として基金を造成するため、各部門で実施する事業収益の一部をジュニア育成基金に積み立てるものとする。
 - ① 競技会: 県連盟収入の10分の1
 - ② その他の事業で理事会で定めたもの: 県連盟収入の10分の1
- (2) ジュニア・ユース育成強化部では、ジュニア選手等の活動報告を兼ねた支援者拡大事業を年1回以上開催するものとし、事業収益の全額を基金に積み立てるものとする。
- (3) 各事業の実行委員長は、ジュニア支援に協賛するスポンサーの獲得に努めるとともに当該事業の参加者に基金への協力を要請するものとする。